

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会虐待防止のための指針

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく虐待防止のための指針を次の通り定める。

(基本的方針)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会(以下「当会」という)が実施する事業の利用者(以下「利用者」という)に対する虐待は、その尊厳を奪い、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現を妨げる重大な問題である。そこで、本方針を定めて虐待を防止するための体制を整備し、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止策の策定に努め、もって当会の理念の実現を図るものとする。

(定義)

第2条 この指針において「養護者」とは、利用者を現に養護する者であって当会の職員以外のものをいう。

2 この指針において虐待とは、養護者または当会の職員によってなされる次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)
- (2) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による(1)、(3)又は(4)に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(ネグレクト)
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待 利用者に対してわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待 養護者又は利用者の親族が当該利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(委員会)

第3条 当会は、所管する事業における虐待の発生の防止、早期発見及び再発防止のための対策を検討するため、虐待防止検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会苦情処理対応に関する規程(以下「苦情処理対応に関する規程」という)第4条に定める第三者委員をもってこれにあてる。

3 委員会は、年1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

4 委員会は次の事項を検討し、決定する。

- (1) 委員会の組織に関すること
- (2) 虐待防止のための指針等の整備に関すること
- (3) 虐待防止のための職員の研修の内容に関すること
- (4) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- (5) 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- (6) 虐待の発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価
- (8) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (9) 職員が虐待を把握した場合、市町村へ通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第4条 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもので、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止法の基本的考え方の理解
- (2) 権利擁護事業、成年後見制度の理解
- (3) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- (4) 虐待の早期発見・事実確認と報告の手順
- (5) 虐待の発生した場合の改善策

2 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

(虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針)

第5条 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告し、その要因の速やかな除去に努める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。

2 緊急性の高い事案の場合は、市長村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(虐待等が発生した場合の受付報告)

第6条 虐待が発生した場合の受付は担当者が随時受け付ける。担当者は、苦情処理対応に関する規程第6条に定める担当者をもってこれにあてる。

2 担当者は、責任者に報告し、責任者は委員会に報告する。責任者は、苦情処理対応に関する規程第7条に定める責任者をもってこれにあてる。

(指針の閲覧等)

第7条 この指針は、当会のホームページにおいていつでも閲覧できる状態に置くものとする。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

相談受付・報告の流れ

